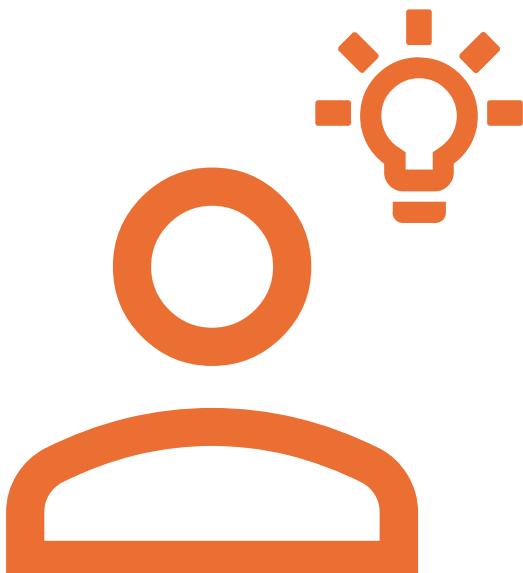


いじめの重大化を防ぐための 留意事項集



令和7年11月

こども家庭庁
文部科学省

III

こどもたちと、
こどもに関わるおとなとの
皆様へのメッセージ

こどもたちへ

あいて じんかく いのち そんちょう なに つた と だいいっぱ
～相手の人格と命を尊重し、何かあったら“伝える”ことがいじめを止める第一歩に～

誰かから嫌なことをされたり、言われたりすると、毎日がとてもつらく、どうすればよいか分からなくなることもあるでしょう。そんなとき、どうか一人で悩まないでください。あなたは、決して一人ではありません。あなたの周りには、あなたを大切な存在として守りたいと思ってくれている人や支えてくれる人がいます。身近な人に話しづらいときには、相談窓口に相談してみるという方法もあります。誰かに話すことで、心のモヤモヤが少し軽くなり、それが問題解決に向けた第一歩になります。

誰かがいじめられているのを見かけたら、見て見ぬふりをしないで、信頼できる身近な大人に相談してほしいと思います。また、いじめられている子に「大丈夫? 何かあったら話してね」と声をかけるだけでも、その子にとって心の支えになるはずです。もし、勇気を出して、いじめている子に「もうやめなよ」と声をかけることができたなら、いじめている子を立ち止まらせるきっかけになります。あなたの気付きや声かけ、相談が、いじめを防ぐ大きな力になります。

でも、それは勇気のいることで、思いどおりにできないこともあると思います。自分がいじめのことを先生などの大人に話をしたということが、いじめをしている子に伝わってしまうのではないかと心配になり、告げ口をしたと思われたくない、と思うこともあるでしょう。また、いじめを止めたり、「やめなよ」と言ったりすることで、次は自分がいじめられるのではないかと心配になるかもしれません。そういう心配があるときは、決して一人で抱え込まずに、そのことも含めて家族や学校の先生、相談窓口などに相談してみてください。あなたのそういう不安を受け止めて、相談された大人はどのようにすればよいか一緒に考えてくれます。

また、もしあなたが「誰かを傷つけてしまったかもしれない」と感じているのなら、それは自分がとってしまった行動と向き合うチャンスです。そのときの自分が、どんな気持ちで、どんな状況だったのか振り返り、自分自身の言葉、態度を見直してみましょう。自分のとった行動と真剣に向き合い、心の底から謝りたいと思つたのであれば、それを素直に言葉にして、相手に「ごめんなさい」と伝えることは、仲直りのきっかけになるとともに、あなたの成長にもつながります。

自分のことや友だちのことで困ったときは、迷わず周りの大人に伝えてください。相談してください。困ったことになるべく早く解決して、あなたも友だちも笑顔で安心して学校生活を送ることが、私たちの願いです。

こども家庭庁や文部科学省では、子どもの皆さんのが相談できる相談窓口を
ご案内しています。まずは気軽に相談してみませんか？



こども家庭庁のウェブサイト「[相談窓口を探す](#)」



文部科学省のウェブサイト「[子供のSOSの相談窓口](#)」



保護者の皆様へ

～いじめから子どもを守るために、家庭と学校が手を携えて～

子どもたちは、日々の学校生活の中で様々な気持ちを抱えながら過ごしています。楽しさや喜びの一方で、時には不安や孤独、つらさを感じているかもしれません。そうした感情をそのままにしておくと、周囲の大人が気付かないうちに深刻な事態に発展してしまうことも考えられます。

御家庭でのお子さんのちょっとした変化——表情が暗い、家族との会話が減った、学校や友達の話題が減った、食欲がなくなったり黙って食べたりするようになった、勉強をしなくなった、集中力がなくなった、寝付きが悪い、夜眠れない日が続く、些細なことでイライラする、物に当たる、自分の部屋に閉じこもる時間が増えた——こうした行動や態度は、いじめや悩みのサインかもしれません。そのサインに気付くことのできる存在が保護者の皆様です。サインに気付いたときは、子どもの良き相談相手になってあげてください。大切なのは、子どもの話をじっくりと時間をかけて傾聴すること、子どもの気持ちを受け入れることです。様子がおかしいときこそ、問い合わせたり、結論を急がせたりしないでください。また、学校での悩みを打ち明けられたときは、学校や先生方といつ、どのような方法で共有するのがよいか、子どもと一緒に話し合ってみてください。

いじめの重大化を防ぐためには、まずは「家庭」と「学校」が信頼関係を築き、子どもたちと一緒に支える姿勢が大切です。いじめの心配がある場合は、子どもの意思を尊重しながら、先生に伝えることで、学校側が早期に状況を把握し、適切に対応することが可能になります。また、先生に伝える上で、心配がある場合には、その心配の内容も含めて先生に相談してみてください。連携の第一歩は、「子どもを守り抜く」という共通の願いを持つ保護者と教職員との対話から始まります。

また、子どもがいじめに加害の側で関わっている可能性があるときも、責めたり突き放したりせず、まずは子どもの話を聴いてあげてください。「あなたのことを理解したい」「一緒に考えよう」という姿勢が、子どもに安心をもたらし、子どもが自らの行為と向き合うきっかけになります。

私たちは、子どもたちが安心して毎日を過ごせる環境を、地域社会全体で築いていきたいと考えています。保護者の皆様におかれでは、学校と手を携えながら、お子さんに寄り添い、支えてください。皆様の行動が、子どもにとって、そして、いじめの防止に向けてかけがえのない力になります。

【保護者の皆様に特に御確認いただきたい留意事項】

- ・【1-1】児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- ・【1-2】言葉以外のサインの察知
- ・【1-7】いじめを行った児童生徒への対応
- ・【1-9】保護者・地域と協働したいじめ対策
- ・【2-4】インターネット・SNSにおけるいじめ

地域の皆様へ

～こどもたちをいじめから守るために、地域だからこそできること～

こどもたちは、学校だけでなく、家庭や地域など、あらゆる場面で他者と関わりながら成長していきます。だからこそ、いじめの問題は「学校だけの問題」ではありません。地域に暮らす全ての人々が関心を持ち、できることを一緒に考えることが、こどもたちを守る大きな力になります。

いじめは、時に小さな違和感やからかいから始まり、やがて無視や暴力、ネット上での誹謗中傷など、重大な被害に発展していくことがあります。そうした深刻化を防ぐためには、地域住民の皆様がいじめの兆しに気付いたら、早期に対応していただくことがとても重要です。

地域の中には、登下校を見守ってくださっている方、放課後の居場所を提供してくださっている方など、日々こどもたちの姿を見守っている方々がおられます。このように、多くの地域住民の皆様が、こどもたちと日常的に関わっていただくことで、こどもたちは「自分のことを気にかけてくれる人が地域にもいる」と感じ、安心につながります。「おはよう」「元気?」といった何気ない言葉掛けの積み重ねによって、地域住民の皆様への信頼が少しずつ育まれていくのです。

いじめを防ぎ、見逃さない社会は、こども・大人に関わらず、すべての世代の人々が安心して暮らせる社会であり、地域でこどもを見守り、支え合う関係は、こどもたちが育つための大切な土台と言えます。地域住民の皆様の温かなまなざしと行動で、こどもたちの健やかな成長を支えていただくよう心よりお願ひいたします。

【地域の皆様に特に御確認いただきたい留意事項】

- ・ 【1-1】児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- ・ 【1-2】言葉以外のサインの察知
- ・ 【1-9】保護者・地域と協働したいじめ対策

いじめの重大化要因等の分析・検討会議

【構成員】 ○：座長

新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授

石川 悅子 こども教育宝仙大学教授

○ 清原 慶子 杏林大学客員教授・前東京都三鷹市長

栗山 博史 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

澤田 真由美 株式会社先生の幸せ研究所代表取締役

野澤 和弘 植草学園大学副学長（教授）
一般社団法人スローコミュニケーション代表

村宮 汐莉 地域・教育コーディネーター

（五十音順、敬称略）

【分析実務担当事業者】

公益社団法人子どもの発達科学研究所 所長・主席研究員 和久田 学

副所長・主任研究員 大須賀 優子

副主任研究員 津久井 伸明

研究員 深澤 裕子

研究員 石橋 浩美

元研究員 平田 郁絵

審議経過

第1回 令和7年1月20日

- いじめの重大事態調査報告書の分析の進め方、方法等について

第2回 令和7年2月17日

- いじめの重大事態調査報告書（11事例）の分析について

第3回 令和7年3月13日

- いじめの重大事態調査報告書（9事例）の分析について

第4回 令和7年4月14日

- いじめの重大事態調査報告書（12事例）の分析について

第5回 令和7年5月19日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

第6回 令和7年6月16日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

第7回 令和7年7月28日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

第8回 令和7年8月28日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

第9回 令和7年9月30日

- いじめの重大化を防ぐための留意事項について

参考資料

[いじめ防止対策推進法](#)



[いじめの防止等のための基本的な方針](#)



[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン](#)



[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト](#)



[生徒指導提要](#)



こどもまんなか
こども家庭庁

